

2022年8月2日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
学術研修委員会
常務理事 古賀 友一郎

福岡県薬剤師会から、「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）における取得した研修受講単位の取り扱いについて」の文書が届きましたのでお知らせします。

【 注意 】

PECS において取得した研修受講単位は、システムから受講単位証明書として単位を払い出すことができますが、これは日本薬剤師研修センター以外の他団体に提出する場合の取扱いになります。日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師等の新規・更新申請等に使用する場合は、単位の払出をしないようご注意ください。

重要

4 福 薬 業 発 第 1 9 3 号
令 和 4 年 7 月 2 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 有吉 俊二

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）における
取得した研修受講単位の取り扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり日本薬剤師研修センターのホームページにて掲載されております。

(https://www.jpec.or.jp/download/pecs_tanniharaidashi.pdf)

お忙しいところ恐れ入りますが、貴会会員へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 取得した研修受講単位を日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師等の新規・更新申請等に使用する場合
→ 単位の払出をしないこと（＝単位払出ボタンをクリックしないこと）。
いったん単位払出の手続きをすると、PECS から、取得した研修受講単位が消失します。この場合、いかなる理由があっても、消失した研修受講単位を PECS に戻す事ができず、申請に用いることができません。
2. 取得した研修受講単位を他団体（日本薬剤師研修センター以外）に提出する場合
→ 必要とする研修受講単位の払出の作業をし、書面に単位等を記載したものを受講単位証明書として、使用することができます。ただし、この受講単位証明書を日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師等の新規・更新申請等に使用することはできません。

以 上